

議事要旨 (3) IASB の金融商品プロジェクトの検討状況

冒頭、小野委員長代行（専門委員長）より説明資料[審議事項(3)]に基づき概要の説明がなされた。続けて、板橋ディレクターより、公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正（IFRS 第 9 号(2010)の修正案）（以下「限定的修正 ED」という。）」に寄せられたコメントを踏まえて行われた IASB の 2013 年 10 月から 12 月会議及び関連する FASB の 2013 年 12 月会議の内容について[審議事項(3)-4]に基づき詳細な説明がなされた。また、関口常勤委員より、公開草案「金融商品：予想信用損失」に寄せられたコメントを踏まえて行われた IASB の 2013 年 11 月及び 12 月会議、及び関連する FASB の 2013 年 12 月会議の内容について[審議事項(3)-2]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 説明された以外の点として、事業モデルの要件について、償却原価区分に金融商品が分類される場合に、過去に売却を実施したことが、事業モデルの判定にどのように影響するのかについては当該売却の状況を把握しなければならないという点が重要なポイントであると理解している。
 - ・ 契約上のキャッシュ・フロー（SPPI）の要件について、IASB 及び FASB の暫定決定が異なっているのは重要である。とりわけ、IASB は金融資産について組込デリバティブを分離しないが、FASB は一定の要件を満たした場合に分離を求めることで、結果として FASB のモデルの方が償却原価に分類される金融資産の範囲を拡大することになるのではないかと考える。これについて、IASB の SPPI 要件の今後の検討の見通しについて情報があるか。

これに対して、事務局から次の回答があった。

- ・ 前者については指摘のとおりであり、事業モデルの評価におけるポイントとして、IASB 理事会での議論では売却の役割について検討されたが、これは、限定的修正 ED が売却の頻度やレベルを強調しすぎている点に懸念が寄せられたことに対応したものであった点を補足したい。
- ・ 後者については、FASB は、SPPI 要件の運用について現行の IFRS 第 9 号に比べて実務を踏まえて複雑化していることから、現行の米国会計基準の複雑性と比較衡量の上、現行の組込デリバティブの分離要件の維持を暫定決定した。これに対し、IASB では限定的修正 ED へのコメントにおいて組込デリバティブを分離すべきという意見が少なかったこともあり、組込デリバティブの要件についてはこれ以上検討されることなく最終基準化の方向に行くように思われる。我々としては FASB の暫定決定を踏まえ、IASB の状況を注視したいと考える。

以 上